

2021年11月2日

「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」に関する意見

日本生活協同組合連合会 組織推進本部
社会・地域活動推進部 部長 小林 紀久子

消費者裁判手続特例法は、消費者被害の集団的回復を特定適格消費者団体が請求できるようにした画期的な制度ですが、制度上の制約などから施行後の運用状況は十分とは言えません。今般、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」が、消費者にとっての利用のしやすさや、特定適格消費者団体の社会的意義・果たすべき役割等の観点も踏まえた検討を行い、法の機能強化をはかるべく報告書を取りまとめたことに敬意を表します。報告書に記載された「考えられる対応」の方向性に賛成し、次期通常国会での法制化を求める立場から、以下意見を申し述べます。

意見 1

(意見提出箇所)

第2 被害回復裁判手続の制度的な対応

1. 対象となる事案の範囲 (1) 請求・損害の範囲の見直し

(意見の内容)

慰謝料について、本制度の対象とすることに賛成します。慰謝料以外に対象外とされている損害（いわゆる拡大損害、逸失利益及び人身損害）についても、本制度の対象とすることを検討してください。

(意見の理由)

報告書でも述べられている通り、本制度を運用する中で濫訴という状況は起こっていないことに加え、第1号事案（大学入試での得点調整事案）では慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定されるケースであるにもかかわらず、慰謝料の請求を希望する対象消費者は別途の訴訟提起が必要となったという問題が生じました。集団的な消費者被害救済という制度趣旨を達成する観点から、慰謝料および慰謝料以外に対象外とされている損害（いわゆる拡大損害、逸失利益及び人身損害）についても、本制度の対象とすることが必要です。

意見 2

(意見提出箇所)

1. 対象となる事案の範囲 (2) 被告の範囲の見直し

(意見の内容)

被告の範囲を見直し、悪質な事業者について、代表者及び実質的支配者の個人を被告の対象とすることに賛成します。

(意見の理由)

悪徳商法において、事業者自体の財産は散逸・隠匿されている一方で、代表者や実質的支配者個人に財産が移転していることは珍しくありません。このようなケースに対応できるよう、被告の範囲を見直す必要があります。

意見 3

(意見提出箇所)

3. 対象消費者への情報提供の在り方 (2) 役割分担と費用負担の見直し

(意見の内容)

簡易確定手続の当事者の役割分担と費用負担の在り方を見直し、通知についての事業者の役割を定めること、公告に要する費用を事業者に負担させることに賛成します。

(意見の理由)

消費者団体訴訟制度はその公益性に比して公的支援がきわめて限定的であり、特定適格消費者団体は通知・公告を行うためのリソースが限られています。これに加え、本制度を運用する中で、被害金額が少額な事案ほど現行制度下では費用倒れとなるおそれから、制度活用が困難となるなどの矛盾が明らかになっています。このことを是正するためにも、通知についての事業者の役割を定めること、公告に要する費用を事業者に負担させることに賛成します。

意見 4

(意見提出箇所)

第3 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備

(意見の内容)

特定適格消費者団体の活動を支える環境整備という観点から、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える者を指定法人と位置づけ、行政からの必要な支援を行うことに賛成します。また、(特定)適格消費者団体の事務負担の軽減や、特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付などの支援を求めます。

(意見の理由)

報告書でも述べられている通り、消費者団体訴訟制度や(特定)適格消費者団体に関しては、認知度・理解度向上、財政面・体制面の強化、事務負担の軽減などの多岐にわたる課題があります。この克服を図るという観点から、指定法

人制度の導入を提言した趣旨には賛成であり、加えて特定認定を目指す適格消費者団体への補助金交付などの支援も必要と考えます。なお、報告書で示された機能を果たす上では指定法人の人的・物的・財政的体制の確保が課題になることから、この具体化に向けては関係者間での十分な協議が必要と考えます。

以上